平成２４年（フ）第８７号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢33番地37
債務者　和田　敏谷
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２２１号
群馬県高崎市吉井町長根1457番地30
債務者　由元　志織（旧姓鏡）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１２８４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1703番地４
債務者　本多　弥野（旧姓渡辺・山屋）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９２号
埼玉県久喜市吉羽181番地１　エマーユ久喜401
債務者　布田　祐司
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０８号
埼玉県川口市桜町４丁目４番３―601号
債務者　安田　明夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０９号
埼玉県川口市桜町４丁目４番３―601号
債務者　安田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３２号
さいたま市北区土呂町２丁目10番地11　エンドレス201号
債務者　安田　秀作
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３６号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町21番地16　101、旧住所さいたま市見沼区堀崎町235番地８
債務者　太田はつ子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６０１号
埼玉県入間市春日町２丁目14番　８―1403号
債務者　武内　康子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０３号
埼玉県入間市鍵山３丁目５番10号
債務者　小松　義明
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０７号
埼玉県所沢市緑町３丁目35番15号　煉瓦館39―106
債務者　最上　文雄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１０号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目16番18号
債務者　金居　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１１号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目12番地の２コーポレート東所沢第２―201
債務者　高見あつ子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６１５号
埼玉県坂戸市大字厚川89番地10
債務者　望月　陽子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３３１号
埼玉県深谷市榛沢312番地３
債務者　城　恵美子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９１号
千葉県山武郡大網白里町ながた野２丁目２番地14
債務者　廣田　千奈
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１号
千葉県山武郡大網白里町四天木乙2750番地
債務者　猪瀬布美江
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
千葉県旭市後草909番地１　パトリエ高見台左３号
債務者　木内まさ子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係